



9月17日 21時15分公表

令和4年9月17日
内閣府（防災担当）

令和4年台風第14号に伴う災害救助法第2条第2項による 災害救助法の適用について

1. 災害が発生するおそれの概要

令和4年台風第14号に伴う災害が発生するおそれがあり、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部が設置され、同法により告示された所管区域内の市町村において、災害により被害を受けるおそれが生じていることから、鹿児島県は43市町村に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等
【鹿児島県】 鹿児島市 （かごしまし） 鹿屋市 （かのやし） 枕崎市 （まくらざきし） 阿久根市 （あくねし） 出水市 （いずみし） 指宿市 （いぶすきし） 西之表市 （にしのおもてし） 垂水市 （たるみずし） 薩摩川内市 （さつませんだいし） 日置市 （ひおきし） 曾於市 （そおし） 霧島市 （きりしまし）	9月17日	令和4年台風第14号に伴う災害により被害を受けるおそれが生じている。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等
いちき串木野市 (いちきくしきのし) 南さつま市 (みなみさつまし) 志布志市 (しぶしし) 奄美市 (あまみし) 南九州市 (みなみきゅうしゅうし) 伊佐市 (いさし) 始良市 (あいらし) 鹿児島郡三島村 (かごしまぐんみしまむら) 鹿児島郡十島村 (かごしまぐんとしまむら) 薩摩郡さつま町 (さつまぐんさつまちょう) 出水郡長島町 (いずみぐんながしまちょう) 始良郡湧水町 (あいらぐんゆうすいちょう) 曾於郡大崎町 (そおぐんおおさきちょう) 肝属郡東串良町 (きもつきぐんひがしくしらちょう) 肝属郡錦江町 (きもつきぐんきんこうちょう) 肝属郡南大隅町 (きもつきぐんみなみおおすみちょう) 肝属郡肝付町 (きもつきぐんきもつきちょう) 熊毛郡中種子町 (くまげぐんなかたねちょう) 熊毛郡南種子町 (くまげぐんみなみたねちょう) 熊毛郡屋久島町 (くまげぐんやくしまちょう) 大島郡大和村 (おおしまぐんやまとそん)		

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等
大島郡宇検村 (おおしまぐんうけんそん) 大島郡瀬戸内町 (おおしまぐんせとうちちょう) 大島郡龍郷町 (おおしまぐんたつごうちょう) 大島郡喜界町 (おおしまぐんきかいちょう) 大島郡徳之島町 (おおしまぐんとくのしまちょう) 大島郡天城町 (おおしまぐんあまぎちょう) 大島郡伊仙町 (おおしまぐんいせんちょう) 大島郡和泊町 (おおしまぐんわどまりちょう) 大島郡知名町 (おおしまぐんちなちょう) 大島郡与論町 (おおしまぐんよろんちょう)		

2. これまでにとられた措置

・避難所の設置

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

阿部、安東、齋藤、高橋、富田、佐々木

TEL 03-5253-2111（内線51276）

03-3503-9394（直通）

災害救助法（S22年法118）の概要

※平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「**災害救助法**」は、**発災後の応急期における応急救助に対応するための法律**である。

■ 災害が発生した場合の対応



■ 災害が発生するおそれがある場合の対応



1. 制度概要

- (1) 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「**法定受託事務**」である。
- (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において現に救助を必要とする者に行う。（法第2条第2項）
 - ① 災害により一定数以上の住家の滅失（全壊）が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号）
 - ② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等（令第1条第1項第4号）
- (3) 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に救助を行うことができる。（法第2条第2項）

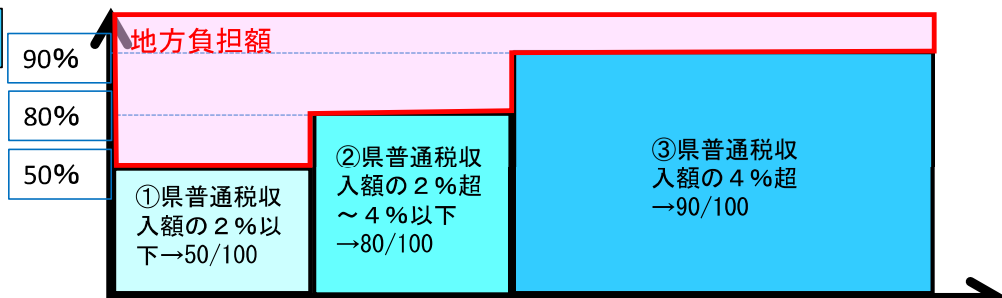
		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体 （基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	救助の実施主体 （法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2））
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 （法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可 （法13条1項）
	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50 （残りは国が負担）（法21条）

2. 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 避難所の設置（S22～）	(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与（S22～）	(9) 学用品の給与（S22～）
(2) 応急仮設住宅の供与（S28～）	(6) 医療及び助産（S22～）	(10) 埋葬（S22～）
(3) 炊き出しその他による食品の給与（S22～）	(7) 被災者の救出（S28～）	(11) 死体の搜索・処理（S34～）
(4) 飲料水の供給（S28～）	(8) 住宅の応急修理（S28～）	(12) 障害物の除去（S34～）

- **一般基準**：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準**（※）に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。（※平成25年内閣府告示第228号）
- **特別基準**：一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、**内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準**（※）を定めることができる。（※令第3条第2項）

3. 国庫負担



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
国庫負担額 = ① (20億円の50%) + ② (20億円の80%) + ③ (残り60億円の90%) = 計80億円